

お寄せいただいた意見や要望について

意見・要望の内容	東町で頻繁に野焼きを目にする。野焼きは法律で原則禁止されており、山林火災の原因にもなるため、厳重注意をお願いしたい。
市からの回答	この度は貴重なご意見をいただきありがとうございます。 廃棄物の野外焼却、いわゆる『野焼き』は、一部の例外を除いて禁止されており、野焼きを行うと法律で罰せられることがあります。 ほとんどの燃焼行為は近隣住民に配慮したとしても、火災の危険性や匂いの問題から、迷惑行為となってしまいます。 市では、野焼きが行われている現場を確認して、ごみ等を燃やしているようであれば、指導していますので、野焼きを発見した時点で、すぐに通報してください。 また、早朝、深夜、閉庁日など、市役所の閉庁時間帯や火災の危険がある場合などは、ためらわず警察署か消防署に通報してください。 市では、今後も広報やホームページ、行政区への回覧等で周知に努め、指導を継続していきますので、よろしくお願いいたします。